

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	長期にわたって紛争の影響を受けた北部、東部帰還民の生計が向上・安定し、帰還民が自立して生活できるようになる。帰還地への定住により地域が安定し、国の安定や平和の定着に貢献する。
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>(イ) 事業実施国における一般的な開発ニーズ</p> <p>スリランカ北部、東部の国内避難民は紛争後、出身地に帰還したが、帰還民の生活環境は依然厳しい。生業である農業を再開する者が大多数であるが、紛争で農機具を失った上、農業用井戸がないため天水農業では生活が安定しない状況にある。生活再建の基盤を構築するため、帰還民世帯の収穫量や収入の増加による生計向上支援が必要である。</p> <p>(ロ) なぜ申請事業の内容（事業地、事業内容）となったのか</p> <p>20 年来の紛争の影響を受けた北部、東部ともに、農業給水を通じた生計向上支援ニーズが高い。</p> <p>北部ムラティブ県では人口の約 75%、東部アンパラ県では約 90%が農業に従事している。現在、北部、東部ともに、生活用水を確保するための家庭用井戸もしくは共同井戸は存在するが、経済的理由から農業用井戸はこれまでほとんど建設されておらず、天水に頼った農業を行っている。そのため、乾季には作物の収穫や農業収入が得られず、生活が不安定であり、帰還後 2 年程度経過しても平均月収が政府の定める貧困ライン月収 3,472<sup>1</sup>ルピー（2,256 円）に届かない地域が多い。本事業では農業用井戸を建設し、井戸管理委員会を基盤としたワークショップを通じて帰還民の持続的な生計回復、向上を支援する。</p> <p>北部ムラティブ県プドゥクリルプ郡では帰還後 1 年半から 2 年程度が経過しており、未だ十分な復興支援を受けておらず、所得が低く（月収 1400～1600 ルピー）、農業用井戸建設に適した地区<sup>2</sup>を事業対象地とする。</p> <p>一方、東部アンパラ県ティルック・コービル郡では、帰還後 2 年程度が経過し、十分な復興支援を受けておらず、最も所得が低く（月収 800～1500 ルピー）、農業用井戸建設に適した地区を事業対象地とする。同郡の平均月収は 1,000 ルピー（650 円）（2012 年）で、スリランカの貧困ライン月収を下回ると同時に、アンパラ県の平均月収 24,721 ルピー（2009 年）、スリランカ全体の平均月収（36,451 ルピー）<sup>3</sup>と比較しても非常に低い。</p>
(3) 事業内容	<p>【北部・東部】（添付資料「活動詳細参照」）</p> <p>(イ) 農業給水支援</p> <p>北部では 60 基の農業用井戸（口径約 3.5 メートル、深さ最大約 10 メートル）を建設する。井戸 1 基は 2 世帯で共有される。東部では 10 基の農業用井戸（口径約 3 メートル、深さ最大約 10 メートル）を建設する。井戸 1 基は 4 世帯で共有される。また、給水ポンプと配水ホースを供与する。</p>

<sup>1</sup> 国際基準とは別に、スリランカでは独自の貧困ラインを採用しており、毎月更新されている。1日 2030 キロカロリーの食物摂取を基準としている。3,472 ルピーは 2012 年 5 月政府公表データを参照した。

<sup>2</sup> 地域住民や地区行政官、郡長へ確認し、掘削時に岩盤や塩水の問題がない地域を選定する。

<sup>3</sup> [http://www.statistics.gov.lk/HIES/HIES2009\\_10FinalReport.pdf](http://www.statistics.gov.lk/HIES/HIES2009_10FinalReport.pdf)

	<p>(ロ) 井戸管理委員会の立ち上げとコミュニティ強化</p> <p>①コミュニティ強化のためのワークショップ</p> <p>北部では 30、東部では 10 の井戸管理委員会を形成し、委員会が中心となって井戸や機材の維持管理ができるよう、各地 6 グループに分割し、3 回にわたってワークショップを実施する。農業省農業局もしくは経済開発省関係者を講師とし、コミュニティ活動の意義や農業技術、共同資産の管理方法等に関する内容を盛り込む。</p> <p>②野菜の種と多年生植物の苗の配布</p> <p>井戸管理委員会を基盤とし、種苗を配布する。すべて現地調達し、伝統的に栽培されている作物（長豆、茄子、マンゴー、ココナッツ等）を各世帯へ 1 セットずつ配布する。</p> <p>【北部のみ】</p> <p>③農業用具の供与</p> <p>対象地は帰還後 1 年半から 2 年程度経過した地区であるが、経済的理由から農業用具を十分に確保できていない。井戸管理委員会に鍬や噴霧器を供与し、委員会メンバーで共有する仕組みを構築する。</p> <p>④農業協同組合の形成および強化</p> <p>30 の井戸管理委員会を地区ごとに分け、3 つの小規模な農業協同組合を形成する。各委員会のリーダーに対して組合の利点、組織運営、帳簿管理等に関するワークショップを 3 回にわたって実施する。農業省もしくは経済開発省関係者を講師とする。</p> <p>なお、農業用井戸建設について、対象地区内で岩盤や塩分濃度のために掘削ができない場合は、対象郡内で東部の場合平均月収 1,500 ルピー以下、北部の場合 1,600 ルピー以下の地区を再度選定して作業を進める。変更が生じる場合は日本大使館へ事前に報告する。</p>
(4) 持続発展性	<p>本事業では井戸の利用者からなる井戸管理委員会を 4 世帯ごとに組織する<sup>4</sup>。この委員会が、共同で井戸やポンプを使用するための規程を策定し、継続的に給水設備を維持管理する役割を持つ。また、北部においては農具の共有システムを構築するとともに、井戸管理委員会を活用した小規模な農業協同組合を形成し、収益の向上や将来の商品開発等につながるよう支援する。</p> <p>また、事業の持続性確保のために、各集落内から、コミュニティワーカー 1 名を選び、地元の人材育成を併せて行う。事業期間中、コミュニティワーカーは、井戸管理委員会と協力して、郡や地区行政官等との関係構築に努める。これにより、事業終了後も地域のネットワークや既存の資源を活かし、コミュニティ主導で活動を継続することが可能になる。</p>

<sup>4</sup> 井戸の所有者は井戸管理委員会となり、既存の住民組織が使用状況や管理についてのアドバイスを行う。土地は公用地となり、プラデシャサバーワ（地方評議会）が手続きを行う。

<p>(5) 期待される効果と成果を測る指標</p>	<p><b>【北部】</b></p> <p>(イ) 農業給水支援</p> <p>60基の農業用井戸を建設し、各井戸を2世帯が共有することで、120世帯が1年を通して農業用水にアクセス可能となり、収入が貧困ラインを超える。これまでは雨季の天水に頼り、1年に平均2回畑作を行ってきたが、農業用井戸により乾季でも農作物の栽培、収穫が可能となる。また、井戸水は、水浴びなどの生活用水としても使えるため、井戸周辺に居住する住民約180世帯へも間接的に裨益することが見込まれる。</p> <p>(ロ) 井戸管理委員会の立ち上げとコミュニティ強化</p> <p>30の井戸管理委員会が形成され、ワークショップを通じて井戸や機材の維持管理ができるようになる。開催委員会数、議事録を委員会機能の指標とし、維持管理状況については事業実施中、完了後に当団体スタッフによるモニタリング調査にて検証する。</p> <p>また、井戸管理委員会がルールを作成し、給水ポンプや農具（噴霧器と鍬）を共有する仕組みが構築される。委員会数、維持費徴収やポンプ使用時間数等を記したログ等を指標とし、事業実施中、完了後に当団体スタッフによるモニタリング調査にて共有システムを検証する。</p> <p>(ハ) 農業協同組合の基盤整備</p> <p>対象3地区にて小規模な農業協同組合が組織される。組合は各地区で作成されたルールに基づき、定期的に会合を持つ。また、ワークショップを通じて、組織運営に必要な知識を得る。会議開催数、議事録を指標とし、事業完了後に実施する当団体スタッフのモニタリング調査にて知識の定着状況を検証する。</p> <p><b>【東部】</b></p> <p>(イ) 農業給水支援</p> <p>10基の農業用井戸を建設し、各井戸を4世帯で共有することで、40世帯の農業従事者が1年を通して農業用水にアクセス可能となり、収入が貧困ラインを超える。これまでは雨季の天水に頼り、1年に平均2回畑作を行ってきたが、農業用井戸により乾季でも農作物の栽培、収穫が可能となる。また、井戸水は、水浴びなどの生活用水としても使えるため、井戸周辺に居住する住民約40世帯へも間接的に裨益することが見込まれる。</p> <p>(ロ) 井戸管理委員会の立ち上げと同委員会に対する研修</p> <p>10の井戸管理委員会が形成され、ワークショップを通じて井戸や機材の維持管理ができるようになる。開催委員会数、議事録を委員会機能の指標とし、維持管理状況については事業実施中、完了後に当団体スタッフによるモニタリング調査にて検証する。</p>
----------------------------	---